

### ③子どもの貧困問題に向けた取組み

#### 【現状と課題】

##### (1) 国の状況

国が3年に一度実施している「国民生活基礎調査（平成28年）によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもは13.9%となり、前回調査の16.3%から改善しましたが、子どもの7人に1人が貧困の状態にあります。貧困世帯の子どもは十分な教育を受ける機会を失うことが多く、進学や就職が不利になりがちで、こうした世代間の連鎖を解消させることが喫緊の課題となっています。

平成26年1月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、8月には「子供の貧困対策に関する大綱\*」が閣議決定されました。

大綱には当面の重点施策として、学習支援や教育費負担軽減を内容とする教育の支援、保護者と子どものそれぞれに対する生活の支援、保護者に対する就労の支援、児童手当や貸付金の拡充等の経済的支援、子どもの貧困に関する調査研究等が掲げられています。

また、令和元年6月、対策の一層の推進を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、目的や基本理念の充実、大綱の記載事項の拡充、地方公共団体による取組の充実等について明記されました。さらに、法改正を踏まえ新たに策定される「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、より充実かつ実効的な子どもの貧困対策を総合的に推進していくこととしています。

\*本計画では、基本的に「子ども」と表記していますが、「子供の貧困対策に関する大綱」に関連する記載については、原文に沿って「子供」と表記しています。

#### 子供の貧困対策に関する大綱について(平成26年8月29日閣議決定)

##### 【目的・理念】

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが「夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

##### 基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。など、10の基本的な方針

##### 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校進学率
- スクールソーシャルワーカーの配置人数
- ひとり親家庭の親の就業率
- 子供の貧困率など、25の指標

##### 重点施策

- 教育の支援
- 生活の支援
- 経済的支援
- 保護者に対する就労の支援
- 子供の貧困に関する調査研究等
- 施策の推進体制等

## (2) 区の状況

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、区は、子どもの貧困に関する施策の実際の担い手として、地域の実情にあった施策の推進体制を検討することが課題となりました。

区はこれまで、支援を必要とする家庭に対して、各種手当や学習支援、生活支援、就労支援等を担当するそれぞれの部局が、個別に家庭との相談を通じてそれぞれが支援を行ってきました。一方、家庭の状況や区の施策メニューが多様化する中、区は、支援を必要としている家庭の個々の状況に応じた、きめ細かな支援をコーディネートすることが求められています。

未来を担う子どもたちが、希望を持って成長するためには、全ての子どもが教育、食事、体験等の機会を十分に持ち、安心できる環境を整えることが重要です。

そのため、区、関係機関、区民や地域団体等が連携して支援体制を構築し、総合的な支援を行うことにより、貧困が世代を超えて連鎖することへの防止をしなければなりません。

### 【取組みの方向】

#### ①全庁での総合的な取組み（子どもの貧困対策検討連絡会議の運営）

区の関係部局が子どもの貧困対策に連携して取り組み、支援を必要としている家庭に、きめ細かな支援を総合的に行うための推進体制として、平成27年10月に「子どもの貧困対策検討連絡会議」を設置しました。

子どもの貧困対策検討連絡会議は、子ども家庭部、総合政策部、地域振興部、福祉部、健康部、教育委員会等関係部局が連携して、子どもの貧困対策に関する課題の整理、実態の把握、情報の共有、指標の確認や事業の進捗管理等を行っています。

#### ②子どもの貧困対策に資する事業の推進

支援を必要とする家庭に総合的な支援を行うために、区ではこれまで行ってきた支援を「子どもの貧困対策に資する」という視点で整理し、国の大綱の柱である「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」等に分類し進捗管理をしています。

引き続き、子どもの貧困対策に資する事業を全庁で展開し推進するとともに、この一覧を学校、PTA、地域で子どもと子育て家庭を支援する区民や団体等と共有し、支援を必要としている家庭が必要な事業を円滑に利用できるように努めます。

#### ③わかりやすい情報の発信と周知の充実（子育て支援施策ガイド等の発行）

子育て支援に関する情報を広報やホームページ等で提供するほか、主に乳幼児期の子どもがいる家庭に「新宿はっぴー子育てガイド」を作成、配付し、情報を発信しています。

また、学齢期以降のお子さんのいる家庭を対象として、平成30年度より新たに、「子育て支援施策ガイド」を作成し、区立小・中学校を通じて配付しています。

「子育て支援施策ガイド」は、区の主な事業と相談窓口を一覧にしたもので、支援を必要としている家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を迅速かつ確実に得られることを目的として毎年作成します。

今後も様々な手法により子育て支援に関する情報を発信し、区の相談窓口や施策の周知に努めます。

#### ④子どもと子育て家庭を地域で支えるまちづくり

地域で安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長するためには、子どもや子育て家庭が地域の人々とつながりを持ち、子どもの成長を地域で応援し支えることが重要です。区は、学校やPTA、民生委員・児童委員や地区青少年育成委員会等地域で子どもの育ちを支援する区民や団体等と連携し、支援を必要としている子どもや子育て家庭を地域で支えるまちづくりを推進します。

#### ⑤指標の設定と実施状況等の確認

区は、子どもの貧困対策の関係施策の実施状況や対策の効果を検証・評価するため、「新宿区における子どもの貧困の連鎖の防止に関する指標\*」を設定しました。国が大綱において定めた指標のうち区の状況と比較できる16項目に、区が独自に設定した8項目を加えた計24項目を区の指標としています。

毎年、これに基づいて施策の実施状況や効果等の把握・検証を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

\* 指標は「子供の貧困に関する大綱」の見直し等に対応し、今後追加・修正する可能性があります。

#### 新宿区における子どもの貧困の連鎖の防止に関する指標（24項目）

##### 【国の状況と区の状況を比較できる16項目】

- |   |                          |
|---|--------------------------|
| ・生活保護世帯に属する子ども                                  | ・⑪中学校卒業後就職率              |
| ①高等学校等進学率                                       | ・学校で就学援助制度の書類を配付している割合   |
| ②高等学校等中退率                                       | ⑫毎年度の進級時                 |
| ③大学進学率  | ⑬入学時                     |
| ④就職率（中学校卒業後）                                    | ・⑭すくすく赤ちゃん訪問実施率          |
| ⑤就職率（高等学校等卒業後）                                  | ・歯科検診                    |
| ・⑥スクールソーシャルワーカーの配置人数                            | ⑮むし歯ありの判定を受けた子どもの割合（小学生） |
| ・スクールカウンセラーの配置割合                                | ⑯未処置のむし歯がある子どもの割合（小学生）   |
| ⑦小学校の割合   |                          |
| ⑧中学校の割合   |                          |
| ・全国学力調査の意識調査（自尊感情に関する項目<br>『自分には、よいところがあると思うか』） |                          |
| ⑨小学生の割合   |                          |
| ⑩中学生の割合   |                          |

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

【区が設定した8項目】

- ①就学援助率
- ②出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく）における看護職による妊婦との面接率
- ③子どもの朝ごはん摂取率（小学4年生）
- ④子どもの朝ごはん摂取率（中学2年生）
- ⑤虐待を主訴に区が支援している子どもの虐待の改善率
- ⑥ひとり親家庭自立支援促進事業における就学支援により、就労形態が正社員または常勤となった者の割合
- ⑦区内で活動している子ども食堂等の数（チラシ配付等区が何等かの支援を行っている活動）
- ⑧子ども未来基金を活用した助成活動数

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
<p>②-1 生活保護受給世帯の小学生等の地域生活自立支援</p> <p>生活保護受給世帯の小中学生とその保護者を対象に生活習慣の確立や学習意欲の形成のための支援をNPO等の業務委託により実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各種教室等実施回数 264回</li> <li>• 参加人数：延べ361人（実支援者数25人/年）</li> </ul>	<p>小・中学生とその保護者を対象とした支援者数 40人/年（令和2年度）</p>
<p>②-2 生活保護受給世帯の小中学生及び高校生への学習環境整備支援</p> <p>生活保護受給世帯の小中学生及び高校生を対象に基礎学力向上等を目的として、学習塾等への通塾費用を支給します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学習環境整備支援費支給実績 高校生 27人 中学生 33人 小学生 28人</li> </ul>	<p>自立の意味を広く捉え、個々の生活保護受給者の状況把握を適切に行い、その人にとって必要な支援を必要に応じて実施することができるよう、関係機関等と連携しながら支援していきます。</p>
<p>②-3 生活困窮世帯の中学生等への学習支援</p> <p>生活困窮世帯（生活保護受給世帯含む）の中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。</p> <p>さらに、この事業の支援を受けて高校に進学した者に対し、高校に進学した年の8月31日まで高校生活の定着支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中学生学習支援者数 36人</li> <li>• 高校生定着支援者数 5人</li> </ul>	<p>自立の意味を広く捉え、個々の生活困窮世帯の状況把握を適切に行い、その人にとって必要な支援を必要に応じて実施することができるよう、関係機関等と連携しながら支援していきます。</p>
<p>②-4 就学援助</p> <p>経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等を援助することにより、子どもたちが家庭の経</p>	<p>就学援助の実施 認定者数 2,522人 〔内訳〕 小学校 1,655人（要保護</p>	<p>継続して実施していきます。</p>

事業名・事業の概要	現況	目標
<p>済状況に関わらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。</p>	<p>136人、準要保護 1,519人) 中学校 867 人 (要保護 79人、準要保護 788 人)</p>	
<p>③支援施策ガイドの作成・配付 支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう、周知の充実を図ります。</p>	<p>区立小・中学生全世帯等へ向けた子育て支援施策ガイドの作成配付</p>	<p>継続して実施していきます。</p>

### ③子どもの貧困問題に向けた取組み

#### 【現状と課題】

##### (1) 国の状況

国が3年に一度実施している「国民生活基礎調査（平成28年）によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもは13.9%となり、前回調査の16.3%から改善しましたが、子どもの7人に1人が貧困の状態にあります。貧困世帯の子どもは十分な教育を受ける機会を失うことが多く、進学や就職が不利になりがちで、こうした世代間の連鎖を解消させることが喫緊の課題となっています。

平成26年1月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、8月には「子供の貧困対策に関する大綱＊」が閣議決定されました。

大綱には当面の重点施策として、学習支援や教育費負担軽減を内容とする教育の支援、保護者と子どものそれぞれに対する生活の支援、保護者に対する就労の支援、児童手当や貸付金の拡充等の経済的支援、子どもの貧困に関する調査研究等が掲げられ、**25項目の子供の貧困に関する指標が設定されました。**

また、令和元年6月、対策の一層の推進を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、目的や基本理念の充実、大綱の記載事項の拡充、地方公共団体による取組の充実等について明記されました。

さらに、法改正を踏まえ、令和元年11月に新たな大綱が策定されました。新大綱では、「高等学校等における修学継続のための支援」「親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援」「ひとり親に対する就労支援」「児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施」等を重点施策とし、**39項目の指標を設定して、より充実かつ実効的な子どもの貧困対策を総合的に推進していくこととしています。**

#### 子供の貧困対策に関する新大綱（概要）

##### 【目的・理念】

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

##### 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実

など

##### 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
  - 高等教育の修学支援新制度の利用者数
  - 食料又は衣服が買えない経験
  - 子供の貧困率
  - ひとり親世帯の貧困率
- など、39の指標

##### 重点施策

- 教育の支援
- 生活の安定に資するための支援
- 経済的支援
- 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

子供の貧困に関する調査研究等

施策の推進体制等

新大綱に定める「子供の貧困対策に関する指標項目」(39項目)

- 生活保護世帯に属する子供
  - ①高等学校等進学率
  - ②高等学校等中退率
  - ③大学等進学率
- 児童養護施設の子供
  - ④進学率(中学校卒業後)
  - ⑤進学率(高等学校等卒業後)
- ひとり親家庭の子供
  - ⑥就園率(保育所・幼稚園等)
  - ⑦進学率(中学校卒業後)
  - ⑧進学率(高等学校等卒業後)
- 全世帯の子供
  - ⑨高等学校中退率 ※
  - ⑩高等学校中退者数 ※
- スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合
  - ⑪小学校 ※
  - ⑫中学校 ※
- スクールカウンセラーの配置率
  - ⑬小学校
  - ⑭中学校
- ⑮就学援助制度に関する周知状況 ※
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況
  - ⑯小学校 ※
  - ⑰中学校 ※
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
  - ⑱大学 ※
  - ⑲短期大学 ※
  - ⑳高等専門学校 ※
  - ㉑専門学校 ※
- 電気、ガス、水道料金の未払い経験
  - ㉒ひとり親世帯 ※
  - ㉓子供がある全世帯 ※
- 食料又は衣服が買えない経験
  - ㉔ひとり親世帯 ※
  - ㉕子供がある全世帯 ※
- 子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合
  - ㉖ひとり親世帯 ※
  - ㉗等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位 ※
- ひとり親家庭の親
  - ㉘就業率(母子世帯)
  - ㉙就業率(父子世帯)
  - ㉚正規の職員・従業員の割合(母子世帯) ※
  - ㉛正規の職員・従業員の割合(父子世帯) ※
- 子供の貧困率
  - ㉜国民生活基礎調査
  - ㉝全国消費実態調査 ※
- ひとり親世帯の貧困率
  - ㉞国民生活基礎調査
  - ㉟全国消費実態調査 ※
- ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合
  - ㊱母子世帯 ※
  - ㊲父子世帯 ※
- ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合
  - ㊳母子世帯 ※
  - ㊴父子世帯 ※

※新大綱において、追加修正された指標

\*本計画では、基本的に「子ども」と表記していますが、「子供の貧困対策に関する大綱」に関連する記載については、原文に沿って「子供」と表記しています。

## (2) 区の状況

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、区は、子どもの貧困に関する施策の実際の担い手として、地域の実情にあった施策の推進体制を検討することが課題となりました。

区はこれまで、支援を必要とする家庭に対して、各種手当や学習支援、生活支援、就労支援等を担当するそれぞれの部局が、個別に家庭との相談を通じてそれぞれが支援を行ってきました。一方、家庭の状況や区の施策メニューが多様化する中、区は、支援を必要としている家庭の個々の状況に応じたきめ細かな支援をコーディネートすることが求められています。

未来を担う子どもたちが、希望を持って成長するためには、全ての子どもが教育、食事、体験等の機会を十分に持ち、安心できる環境を整えることが重要です。

そのため、区、関係機関、区民や地域団体等が連携して支援体制を構築し、総合的な支援を行うことにより、**現在の状況を改善するとともに、貧困が世代を超えて連鎖することを防止しなければなりません。**

### 【取組みの方向】

#### ①全庁での総合的な取組み（子どもの貧困対策検討連絡会議の運営）

区の関係部局が子どもの貧困対策に連携して取り組み、支援を必要としている家庭に、きめ細かな支援を総合的に行うための推進体制として、平成27年10月に「子どもの貧困対策検討連絡会議」を設置しました。

子どもの貧困対策検討連絡会議は、子ども家庭部、総合政策部、地域振興部、福祉部、健康部、教育委員会等関係部局が連携して、子どもの貧困対策に関する課題の整理、実態の把握、情報の共有、指標の確認や事業の進捗管理等を行っています。

#### ②子どもの貧困対策に資する事業の推進

支援を必要とする家庭に総合的な支援を行うために、区ではこれまで行ってきた支援を「子どもの貧困対策に資する」という視点で整理し、国の大綱の柱である「教育の支援」「**生活の安定に資するための支援**」「**保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援**」「**経済的支援**」等に分類して**一覧とし、進捗管理をしていきます。**引き続き、子どもの貧困対策に資する事業を全庁で展開し推進するとともに、この一覧を学校、PTA、地域で子どもと子育て家庭を支援する区民や団体等と共有し、支援を必要としている家庭が必要な事業を円滑に利用できるように努めます。

#### ③わかりやすい情報の発信と周知の充実（子育て支援施策ガイド等の発行）

子育て支援に関する情報を広報やホームページ等で提供するほか、主に乳幼児期の子どもがいる家庭に「新宿はっぴー子育てガイド」を作成、配付し、情報を発信しています。

また、学齢期以降のお子さんのいる家庭を対象として、平成30年度より新たに、「子育て支援施策ガイド」を作成し、区立小・中学校を通じて配付しています。

「子育て支援施策ガイド」は、区の主な事業と相談窓口を一覧にしたもので、支援を必要としている家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を迅速かつ確実に得られることを目的として毎年作成します。

今後も様々な手法により子育て支援に関する情報を発信し、区の相談窓口や施策の周知に努めます。

#### ④子どもと子育て家庭を地域で支えるまちづくり

地域で安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長するためには、子どもや子育て家庭が地域の人々となつながりを持ち、子どもの成長を地域で応援し支えることが重要です。区は、学校やPTA、民生委員・児童委員や地区青少年育成委員会等地域で子どもの育ちを支援する区民や団体等と連携し、支援を必要としている子どもや子育て家庭を地域で支えるまちづくりを推進します。

#### ⑤指標の設定と実施状況等の確認

区は、子どもの貧困対策の関係施策の実施状況や対策の効果を検証・評価するため、「新宿区における子どもの貧困の連鎖の防止に関する指標」を設定しました。国の状況と区の状況を比較できる16項目に、区が独自に設定した8項目を加えた計24項目を区の指標とし、毎年、この指標に基づいて、施策の実施状況や効果等の把握・検証を行っています。

また、令和元年11月に策定された「子供の貧困対策に関する新大綱」において、39の指標が設定されたことを踏まえ、区として対応可能な指標について、今後、見直しを行っていきます。

#### 新宿区における子どもの貧困の連鎖の防止に関する指標項目（24項目）

##### 【国の状況と区の状況を比較できる16項目】

- ・生活保護世帯に属する子ども
  - ①高等学校等進学率
  - ②高等学校等中退率
  - ③大学進学率
  - ④就職率（中学校卒業後）
  - ⑤就職率（高等学校等卒業後）
- ・⑥スクールソーシャルワーカーの配置人数
- ・スクールカウンセラーの配置割合
  - ⑦小学校 ⑧中学校
- ・全国学力調査の意識調査（自尊感情に関する項目  
『自分には、よいところがあると思いますか』）
  - ⑨小学生の割合 ⑩中学生の割合
- ・⑪中学校卒業後就職率
- ・学校で就学援助制度の書類を配付している割合
  - ⑫毎年度の進級時
  - ⑬入学時
- ・⑭すくすく赤ちゃん訪問実施率
- ・歯科検診
  - ⑮むし歯ありの判定を受けた子どもの割合（小学生）
  - ⑯未処置のむし歯がある子どもの割合（小学生）

##### 【区が設定した8項目】

- ①就学援助率
- ②出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく）における看護職による妊婦との面接率
- ③子どもの朝ごはん摂取率（小学4年生）
- ④子どもの朝ごはん摂取率（中学2年生）
- ⑤虐待を主訴に区が支援している子どもの虐待の改善率
- ⑥ひとり親家庭自立支援促進事業における就学支援により、就労形態が正社員または常勤となった者の割合
- ⑦区内で活動している子ども食堂等の数（チラシ配付等区が何等かの支援を行っている活動）
- ⑧子ども未来基金を活用した助成活動数

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
<p>②-1 生活保護受給世帯の小中学生等の地域生活自立支援</p> <p>生活保護受給世帯の小中学生とその保護者を対象に生活習慣の確立や学習意欲の形成のための支援を NPO 等の業務委託により実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種教室等実施回数 264 回</li> <li>参加人数：延べ 361 人（実支援者数 25 人／年）</li> </ul>	<p>小・中学生とその保護者を対象とした支援者数 40 人/年（令和2年度）</p>
<p>②-2 生活保護受給世帯の小中学生及び高校生への学習環境整備支援</p> <p>生活保護受給世帯の小中学生及び高校生を対象に基礎学力向上等を目的として、学習塾等への通塾費用を支給します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習環境整備支援費支給実績</li> <li>高校生 27 人</li> <li>中学生 33 人</li> <li>小学生 28 人</li> </ul>	<p>自立の意味を広く捉え、個々の生活保護受給者の状況把握を適切に行い、その人にとって必要な支援を必要に応じて実施することができるよう、関係機関等と連携しながら支援していきます。</p>
<p>②-3 生活困窮世帯の中中学生等への学習支援</p> <p>生活困窮世帯（生活保護受給世帯含む）の中中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。</p> <p>さらに、この事業の支援を受けて高校に進学した者に対し、高校に進学した年の8月31日まで高校生活の定着支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中中学生学習支援者数 36 人</li> <li>高校生定着支援者数 5 人</li> </ul>	<p>自立の意味を広く捉え、個々の生活困窮世帯の状況把握を適切に行い、その人にとって必要な支援を必要に応じて実施することができるよう、関係機関等と連携しながら支援していきます。</p>
<p>②-4 就学援助</p> <p>経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等を援助することにより、子どもたちが家庭の経済状況に関わらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。</p>	<p>就学援助の実施</p> <p>認定者数 2,522 人</p> <p>[内訳]</p> <p>小学校 1,655 人（要保護 136 人、準要保護 1,519 人）</p> <p>中学校 867 人（要保護 79 人、準要保護 788 人）</p>	<p>継続して実施していきます。</p>
<p>③ 支援施策ガイドの作成・配付</p> <p>子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう、周知の充実を図ります。</p>	<p>区立小・中学生全世帯等へ向けた子育て支援施策ガイドの作成配付</p>	<p>継続して実施していきます。</p>